70歳から74歳の方へ 医療機関での 窓口負担の軽減が

国保の届け出は 14日以内に 行いましょう



継続されます

忘れずに行いましょう。 国保の届け出は14日以内に が3割の方は除きます)。

み所得者と判定され、

を3月中に送付します(現役並 く高齢受給者証(だいだい色) 方には、4月以降ご使用いただ

なお、現在窓口負担が1割の

ホープちゃんの

「**ゆ**カード」の粗品引き換

えは3月29日(金)まで

できなくなります。 まだの方はお早めに!!

4月からは引き換えが

す。 医療機関で受診されると、医 ます。また、脱退の届け出を 14日以内に届け出が必要で の原因となります。 ない保険証を誤って提示し、 ます。さらにこの間に資格の と二重に納めていただくこと されるまで、勤務先の保険料 て納めていただくことになり れると、保険税をさかのぼっ くなる場合もあり、トラブル 療費を返還しなければならな になるなど負担も大きくなり 国保への加入の届け出が遅 国保の加入・変更・脱退は

担が1割に据え置かれます。

引き上げられる予定でしたが、

割の方は、4月から2割負担に いただく窓口負担について、

4月以降も医療機関での窓口負

で治療を受けたときにお支払い

77歳から74歳の方が医療機関

		~~
	こんなとき	手続きに必要なもの
国保の 被保険者に なるとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書または住基カード・印鑑
	職場の健康保険の被保険者でなくなった とき	退職(職場の健康保険の資格を喪失)したことがわかる証明書など・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた とき	被扶養者からはずれたことがわかる証明 書など・印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳·印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書·印鑑
国保の 被保険者で なくなるとき	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	職場の健康保険の被保険者証・国保の被 保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書·被保険者証·印鑑
	死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住 するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの(免許証など)・印鑑

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 **☎**ᡚ 6571 有線⑤7784